

任期付職員の採用について

職種	内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室任期付職員
職務の内容 及び待遇等	1. 職務内容 こども家庭庁（仮称）では、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善を行うこととしている。 各種統計におけるこどもや家庭に関するデータや、こどもや若者を対象とした意識調査などを更に充実させていく。 こどもの置かれている状況や課題を的確に分析し、現状把握にとどまらず、政策効果を明らかにした上で、エビデンスに基づく政策立案・実践を行う。また、内閣府が令和3年より作成している「子供・若者インデックスボード」を更に充実させるなど、多様なデータを参照して、施策を検証・評価し、改善につなげていく。 関連する国会報告（法定白書）を一体的に作成・公表し、こどもや若者、家庭の置かれている状況やこども政策の実施状況を、こどもや若者、子育て当事者をはじめ国民に対してわかりやすく情報提供する。 2. 待遇等 （1）採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。 （2）採用予定官職 内閣事務官（参事官補佐級若しくは主査級） ※これまでの経歴等によっては、実際の発令が異なる場合があります。 （3）給与 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。 （4）勤務時間・休暇等 ・勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、休日を除く。） ・休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇 （5）その他 ・国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。 ・こども家庭庁（仮称）と関係する内閣府の部署に併任となり、内閣府の事務を行う場合があります。

【勤務地：東京都千代田区】

求める人材	・ 大学や研究所等において、こども・若者政策等に関連する分野の調査、分析、研究等の業務に5年以上携わった経験を有すること。 ・ ご自身の専門に限らず多面的な調査研究等に携わることができる者
採用予定人数	2名
採用予定期間	令和5年2月1日～令和6年3月31日まで (こども家庭庁(仮称)が発足した場合には転任することとなります。) (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。) (事情により採用日については相談に応じます。)
応募資格	1. 大学卒業又は同等以上の学力を有することが望ましいこと 2. 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること 3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 4. 日本国籍を有する者 なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 (1) 日本国籍を有しない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
選考方法	一次選考：書類審査、二次選考：面接 ※書類審査の結果、二次選考(面接)を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等を1週間以内にご連絡いたします。
応募受付期間	令和4年5月6日(金) 必着
問い合わせ先	人事担当 中瀬、柳下、西村 電話：03—6550—8756 E-mail：kodomoseisakusuishin.b3h@cas.go.jp
応募要領	1. 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送(応募締切日必着)してください。(応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。) 2. 提出書類 (1) 一次選考(書類審査) ① 履歴書(市販の用紙で可) ※写真貼付 ② 志望理由をまとめたもの(A4横書) ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの(A4横書) (注) 専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写

【勤務地：東京都千代田区】

	しをご提出ください。 (2) 二次選考（書類選考により面接の連絡を受けた者） ① 戸籍謄本1通（発行日から3ヶ月以内のもの） ② 卒業（修了）証明書（大学・大学院等） 3. 提出先 〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣官房子ども家庭庁設置法案等準備室 人事担当 ※ 封筒に「任期付職員（調査研究・統計分析）応募」と必ず記載の上提出してください。
備考	1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要があります。（休職は不可） 2. 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。